

広島県後期高齢者医療広域連合規則の読点の表記を改める規則

令和5年10月30日

規則第8号

広島県後期高齢者医療広域連合の規則（この規則の施行の際現に効力を有するものに限る。）において読点として表記する「，」は、「、」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。